

矢板市高齢者生きがい活動支援通所事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、家に閉じこもりがちな高齢者に対し、健康づくり、生きがいづくりに関する各種サービスを提供することにより、高齢者が自立した、生きがいの持てる生活を送れるとともに、心身機能の維持向上を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、矢板市とする。

(事業の委託)

第3条 市長は、利用者の決定、登録、変更等に関する事項を除き、事業の実施を、適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人又は民間事業者等（以下「受託者」という。）に委託するものとする。

(利用対象者)

第4条 この事業の対象者は、矢板市に居住するおおむね65歳以上の者で、次の各号に該当する者とする。

- (1) 介護保険要介護認定で要支援又は要介護に該当しない者
- (2) 伝染性疾患のない者
- (3) 負傷等での治療を必要としない者
- (4) その他市長が適当と認めた者

(利用申請等)

第5条 この事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、矢板市高齢者生きがい活動支援通所事業利用申請書（別記様式第1号）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の申請書を受理したときは、訪問調査等の上、利用の可否を決定し、矢板市高齢者生きがい活動支援通所事業利用決定（却下）通知書（別記様式第2号）により申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、利用を認めた者（以下「利用者」という。）について、必要な事項を矢板市高齢者生きがい活動支援通所事業利用者台帳（別記様式第3号）に登録するものとするとともに、矢板市高齢者生きがい活動支援通所事業利用依頼書（別記様式第4号）により受託者に連絡するものとする。

(報告)

第6条 利用者は、次の各号の一に該当するときは、速やかに市又は受託者に報告しなければならない。

- (1) 老人福祉施設入所等により、この事業の利用が必要でなくなったとき。
 - (2) 住所の変更等、申請時の事情に変更が生じたとき。
 - (3) 介護保険制度の適用となるとき。
- 2 受託者は、利用者より前項による報告を受けたときは、速やかに市に報告しなければならない。

(登録の抹消等)

第7条 市長は、利用者が次の各号の一に該当するときは、利用者登録を抹消するものとする。

- (1) 死亡又は市外へ転出したとき。
 - (2) 介護保険制度の適用となったとき。
 - (3) その他市長が不相当と認めるとき。
- 2 市長は、前項の規定により利用者の登録を抹消したときは、矢板市高齢者生きがい活動支援通所事業利用中止（取消）決定報告書（別記様式5号）により受託者に通知するものとする。

(費用)

第8条 利用者は、この事業の費用のうち、1日につき410円及び食費、その他実費を負担するものとする。

- 2 利用者が負担する費用は、実施施設の長が当該利用者から徴収するものとする。
- 3 実施施設の長は高齢者生きがい活動支援通所事業費用請求書（別記様式第6号）を利用の月ごとに作成し、利用実績の分かる書類を添付して翌月の10日までに市長に提出しなければならない。
- 4 市は、矢板市いきがい活動支援通所事業費用請求書に基づき、事業に要した費用のうち利用者負担を除いた額を受託者に支弁する。

(補則)

第9条 この要綱の定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。